

不耕作農地利用促進システム構築検討会議開催要綱

(目的)

第1条 不耕作地化が危惧される農地の新しい利用促進の仕組の構築により、地域農業及び農村機能の維持発展のため、不耕作農地利用促進システム構築検討会議（以下「検討会議」という）を開催する。

(検討会議の検討事項)

第2条 検討会議は、次の事項について検討する。

- (1) 不耕作農地の利用促進の仕組みに関する事項
- (2) 不耕作農地の利用促進に係る支援策に関する事項
- (3) 前号に掲げるもののほか、農地の利用促進に関して必要な事項。

(検討会議の運営)

第3条 検討会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 検討会議の開催に係る構成員の招集は、事務局長が行う。
- 3 構成員は、やむを得ない理由により検討会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 4 検討会議の議事を進行するため、座長は学識経験者とする。座長は、必要に応じて、構成員の中から座長代理を指名することができる。
- 5 座長代理は、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 事務局長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に検討会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 7 検討会議資料及び議事要旨については、原則として公開する。

(検討会議の事務局)

第4条 事務局は、兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課内に置く。

- 2 事務局長は、兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課長とする。

(謝金及び旅費)

第5条 構成員及び構成員の代理人が検討会議に出席したとき、または旅行をしたときは、謝金及び旅費を支給する。

- 2 謝金の支給は、別に定める。
- 3 旅費の額は、「職員等の旅費に関する条例」（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により算出した額に相当する額とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の開催に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年9月23日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

(別表)

分野等	所属	氏名
学識経験者	兵庫県立大学環境人間学部 教授	三宅 康成
生産者 (大規模経営農家)	(農) アイガモの谷口 代表理事	谷口 正友
生産者 (集落営農法人)	(株) アグリ香寺 代表取締役社長	黒田 覺
生産者 (集落営農法人)	(農) きすみの営農 代表理事組合長	藤本 弘文
J A	兵庫県農業協同組合中央会営農振興部 部長	渡邊 力之
J A	全国農業協同組合連合会兵庫県本部 副本部長	伊名岡 昌彦
J A (出資法人)	兵庫六甲農業協同組合 営農経済事業部 ゼネラルマネージャー	藤本 隆司
市町	南あわじ市 農林水産部農林振興課 係長	濟藤 貴志
農業委員会	(一社) 兵庫県農業会議 事務局長	藤本 英樹